

瀬戸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）に対する意見募集
（パブリックコメント）の実施結果

- 1 意見募集期間 平成30年2月6日（火）から3月6日（火）まで
- 2 意見提出人数 1人
- 3 合計意見件数 2件（地域福祉計画 1件、地域福祉活動計画 1件）
- 4 意見への対応
- (1) 意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 0件
 - (2) 今後の事業実施の参考とするもの 0件
 - (3) 意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの 2件
 - (4) その他のご意見 0件

5 意見及び市の考え方

| 番号 | 計画の 区別 | 意見 | 市の考え方 | 対応 |
|----|------------|--|--|-----|
| 1 | 地域福祉 計画 | 役割分担の更なる明確化⇒ 市民にお願いをしていくこと をきちっと計画書におとし込 んでいくことが必要である。 ⇒行政がやれること、やれる 範囲の明確化 | 地域福祉推進の主役は地域住 民等（地域住民、社会福祉を目 的とする事業を経営する者及び 社会福祉に関する活動を行う 者）であり、地域福祉推進のた めの行政の主な役割は、地域住 民等と支援機関の相互の連携に より、地域生活課題の解決のた めの支援が包括的に提供される 体制を整備することです。地域 福祉推進のために瀬戸市が地域 住民等と共に取り組んで行く施 策の方向性をまとめたものが地 域福祉計画であり、これらの施 策の方向性は、市民にお願いす る、行政がやるというものでは なく、共に取り組むものになり ます。 なお、地域福祉活動計画は、 | (3) |

| | | | | |
|---|----------|--|---|-----|
| | | | 地域福祉推進のための具体的な取組みを示す行動計画であることから、この中で「地域でできること」を明記しています。 | |
| 2 | 地域福祉活動計画 | <p>社会福祉協議会と行政との連携を効果的・効率的に進めていく為、計画書に行政組織とのかかわり方を具体的に書き込んでいくべきである。</p> <p><例></p> <p>46P 子育て支援・子育てサロンの拡大⇒こども家庭課との連携</p> <p>46P 買い物・移動支援の実施⇒産業課・都市計画課との連携</p> <p>など</p> | <p>ご指摘のとおり、お互いに連携しながら地域福祉の推進に取り組むという視点は、社会福祉協議会としても、本市としても欠かせません。</p> <p>しかし、社会福祉協議会が行う事業は、地域住民や関係団体と連携して実施する 경우가多く、連携先を事業毎に明記すると膨大な表記量になります。</p> <p>そのため、社会福祉協議会と本市との関係性については、P49第4章6の「社会福祉協議会の取組み」の中で、「事業内容によっては、社会福祉協議会単独ではなく、市や団体など、様々な主体と連携して実施する事業もあります。」と、まとめて明記することで示しています。</p> | (3) |

6 担当部署

健康福祉部 社会福祉課 保護係

(電話)0561-88-2610 (FAX)0561-88-2615